



## 第5章

# 子ども・子育て支援法にかかる 事業計画(第3期)

---



## 第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

### 1 子ども・子育て支援制度の概要

#### 子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

##### 1 子どものための教育・保育給付

###### ○施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・認可保育所

###### ○地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

##### 3 子育てのための施設等利用給付

- ・幼稚園<新制度未移行>
- ・認可外保育施設
- ・預かり保育等の利用に係る支援

##### 4 乳児等のための支援給付

- (こども誰でも通園制度)≪新規※4≫
- ・保育所等に通っていないこどもへの支援

##### 2 地域子ども・子育て支援事業

###### ○利用者支援事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業(幼稚園型以外・幼稚園型)
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 児童育成支援拠点事業≪新規※1≫
- 親子関係形成支援事業≪新規※1≫
- 妊婦等包括相談支援事業≪新規※3≫
- 乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)≪新規※4≫
- 産後ケア事業≪新規※2≫
- 子育て世帯訪問支援事業≪新規※1≫
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※1 令和4年児童福祉法改正により新たに追加された事業です。

※2 令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに追加された事業です。

※3 令和6年児童福祉法改正により新たに追加された事業です。

※4 令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに追加された事業です。

令和8年度から給付化されます。



## (1)子どものための教育・保育給付

### ■施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- ①満3歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- ②満3歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付

### ■地域型保育給付

地域型保育給付は、市が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ①小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施する事業
- ②家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと、小規模(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ③居宅訪問型保育事業…病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業
- ④事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する事業

## (2)地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域のこどもや子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、様々なニーズに対応し必要なサービスを提供していきます。

## (3)子育てのための施設等利用給付

### ■施設等利用費

施設等利用給付認定子どもが、幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されます。

## (4)乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

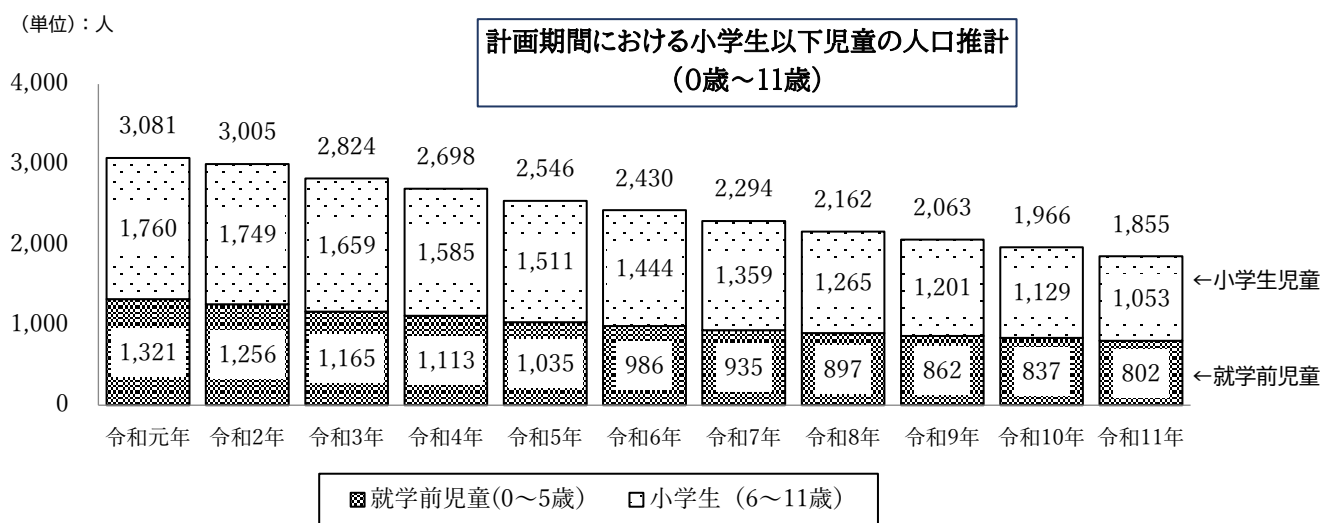
保育所等に通っていないこどもへの支援のため、令和8年度より新たに創設されます。



## 2 計画の対象となる児童の人口推計(就学前児童・小学生児童)

本市の「就学前児童人口」は、実績値で2019(令和元)年の1,321人から2023(令和5)年には1,035人と、286人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には802人になると予想されます。

「小学生児童人口」も、実績値で2019(令和元)年の1,760人から減少傾向で推移し、2023(令和5)年には1,511人と249人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も就学前児童と同様に減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には1,053人になると予想されます。



資料：令和元年～令和5年は、住民基本台帳による人口実績/令和6年～令和11年は、コーホート変化率法による人口推計

本見込量算出に使用する本市の児童推計人口は、下記のとおりです。(単位:人)

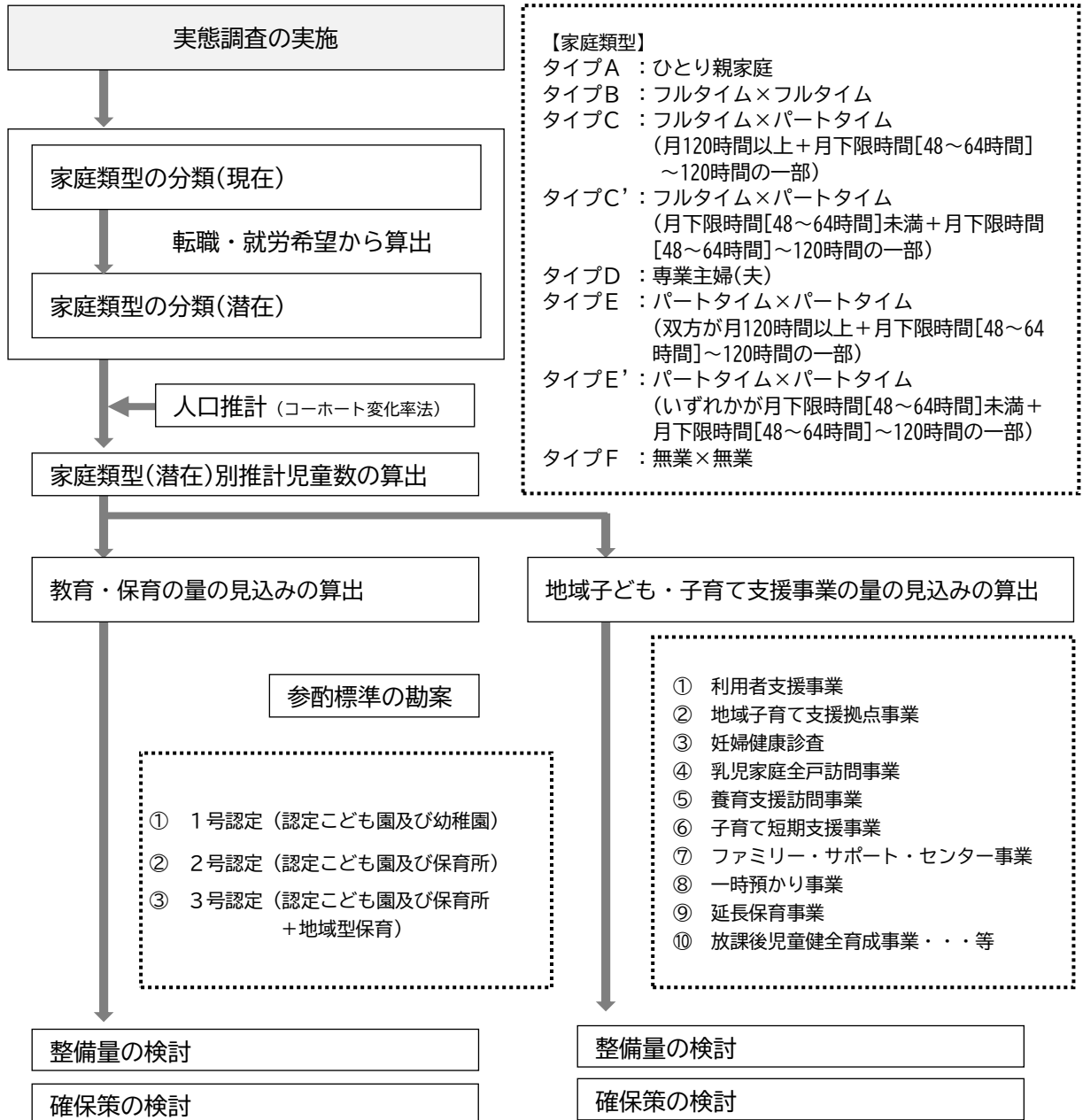
年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	127	123	119	115	109
1歳	142	135	131	127	123
2歳	157	147	140	136	132
3歳	157	161	151	144	140
4歳	172	158	162	152	145
5歳	180	173	159	163	153
6歳	196	179	172	158	162
7歳	199	194	177	170	156
8歳	235	198	193	176	169
9歳	228	236	199	194	177
10歳	232	226	234	197	192
11歳	269	232	226	234	197



## <各種事業における量の見込みの推計手順>

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、令和6年2月に就学前児童及び就学児の保護者を対象とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2)」の手順に沿って算出し、地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行い、算出しました。

### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





### 3 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに令和7年度を初年度とする5年間の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

#### (1)教育・保育

前計画では、白杵地域・野津地域の2区域で設定していましたが、少子化の進行等を踏まえ、本計画では、教育・保育提供区域を1区域(市内全域)とし、以下の区分で設定します。

支給認定区分	対象	保育の必要性	主な利用施設	区域設定
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	幼稚園 認定子ども園	1区域 (市内全域)
2号認定(保育認定)		あり	保育所 認定子ども園	
3号認定(保育認定)	0～2歳	あり	保育所 認定子ども園 地域型保育事業	



## (2)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業に関しては、地域の実情に配慮しつつ、前回計画と同様に1区域(市内全体)で支援策を確保します。

事業区分	区域設定
①利用者支援事業	1区域 (市内全域)
②地域子育て支援拠点事業	
③妊婦健康診査事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦ファミリー・サポート・センター事業	
⑧一時預かり事業(幼稚園型以外・幼稚園型)	
⑨延長保育事業	
⑩病児・病後児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業	
⑫児童育成支援拠点事業 <<新規>>	
⑬親子関係形成支援事業 <<新規>>	
⑭妊婦等包括相談支援事業 <<新規>>	
⑮乳児等通園支援事業 <<新規>>	
⑯産後ケア事業 <<新規>>	
⑰子育て世帯訪問支援事業 <<新規>>	
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業	



## 4 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、市内全域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情、保育の必要性がある子育て家庭の増加等を考慮し、令和7年度から令和11年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)を算出するとともに、それに対応する「確保方策」(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定めます。

#### <量の見込みの考え方>

量の見込みについては、「ニーズ調査結果から推計」する方法と「事業実績から推計」する方法があります。

本市においては、各項目の特性に応じて「量の見込み」を設定し、「他市町村からの入所児童数」も考慮して、「本計画において使用する量の見込み」を設定しました。

#### <確保方策の考え方>

計画期間内を通して利用定員が量の見込みを上回っており、今後のこども数の減少を加味し定員の変更を行う必要はないものと考えます。

### ■教育・保育の利用実績(各年度3月時点)

	令和2年度					合計
	1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
		教育ニーズ	保育ニーズ			
	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
保育所			28	20	3	51
幼稚園 認定こども園	232	492	287	146		1,157
合計	232	520	307	149		1,208

	令和3年度					合計
	1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
		教育ニーズ	保育ニーズ			
	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
保育所			29	11	5	45
幼稚園 認定こども園	218	485	287	127		1,117
合計	218	514	298	132		1,162

	令和4年度					合計
	1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
		教育ニーズ	保育ニーズ			
	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
保育所			28	10	5	43
幼稚園 認定こども園	195	485	290	144		1,114
合計	195	513	300	149		1,157

	令和5年度					合計
	1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
		教育ニーズ	保育ニーズ			
	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
保育所			23	14	3	40
幼稚園 認定こども園	160	451	304	152		1,067
合計	160	474	318	155		1,107

## ■教育・保育の量の見込み及び確保の方策

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

		令和7年度					合計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ			
			3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	
①本計画において使用する量の見込み		117	419	275	97	908	
②確保方策 利用定員 (認可定員)	保育所		17	10	3	30	
	幼稚園 認定こども園	125	485	296	99	1005	
	確保方策(合計)	125	502	306	102	1035	
供給量の過不足②-①(供給-需要)		8	83	31	5	127	

		令和8年度					合計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ			
			3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	
①本計画において使用する量の見込み		113	405	259	94	871	
②確保方策 利用定員 (認可定員)	保育所		17	10	3	30	
	幼稚園 認定こども園	125	485	296	99	1005	
	確保方策(合計)	125	502	306	102	1035	
供給量の過不足②-①(供給-需要)		12	97	47	8	164	

		令和9年度					合計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ			
			3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	
①本計画において使用する量の見込み		108	388	248	91	835	
②確保方策 利用定員 (認可定員)	保育所		17	10	3	30	
	幼稚園 認定こども園	125	485	296	99	1005	
	確保方策(合計)	125	502	306	102	1035	
供給量の過不足②-①(供給-需要)		17	114	58	11	200	

		令和10年度					合計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ			
			3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	
①本計画において使用する量の見込み		105	378	241	88	812	
②確保方策 利用定員 (認可定員)	保育所		17	10	3	30	
	幼稚園 認定こども園	125	485	296	99	1005	
	確保方策(合計)	125	502	306	102	1035	
供給量の過不足②-①(供給-需要)		20	124	65	14	223	

		令和11年度					合計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ			
			3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	
①本計画において使用する量の見込み		100	360	234	84	778	
②確保方策 利用定員 (認可定員)	保育所		17	10	3	30	
	幼稚園 認定こども園	125	485	296	99	1005	
	確保方策(合計)	125	502	306	102	1035	
供給量の過不足②-①(供給-需要)		25	142	72	18	257	



## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

すべての子育て家庭に対し、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するため、現在の利用状況に利用希望、児童数の推移等を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業(19事業)の「量の見込み」と「確保方策」を以下のように設定しました。

### (1)利用者支援事業

#### 《事業内容》

子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

1ヶ所＝「ちあぼーと」です。現在ちあぼーとに2名のコーディネーターを配置しており、市内の子育て支援4拠点にも巡回し、早期の相談支援に繋いでいます。コーディネーター2名のうち1名は看護師を配置しており、妊娠期からの対応も可能となっています。「あそびのひろば」には保育士を配置し、気軽に相談もできる環境づくりを行っています。

#### 《確保方策に対する考え方》

白杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」を拠点とし、子育て支援コーディネーターが、地域子育て支援拠点施設(白杵地域3か所・野津地域1か所)等を訪問しながら活動することで、白杵市全域で子育て世代包括支援センターとしての機能を果たしています。

「こども家庭センター」とは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援等を行う機能を有する機関です。

令和6年4月施行の改正児童福祉法により従来の「子育て世代包括支援センター」(母子保健部門)と「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉部門)が有してきた機能を活かし、一体的な組織として子育て家庭へ相談支援を実施する機関として各市町村に設置(努力義務)が求められています。

白杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」は、平成28年から両方の機能を一体的に有しており、法改正による統合においても機能を変更することなく、これまでの体制で「こども家庭センター」を設置しています。

#### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

(単位:か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



## (2)地域子育て支援拠点事業

### 《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う基本事業に加え、一時預かり事業や家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施しています。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
延べ利用人数	6,592人	7,412人	8,343人	12,106人	10,770人

#### 事業実施施設

白杵地域:「ウスキッズ」「子育て支援あのね」「よいこのへや」

野津地域:「子育て支援センター童」

### 《確保方策に対する考え方》

現在、地域子育て支援拠点施設としては、市内4か所(白杵地域3か所、野津地域1か所)あります。

よいこのへや、子育て支援センター童では、一時預かり事業を行っており、子育て支援あのねでは家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施しています。

(子育て支援あのね、ウスキッズでは併設する認定こども園にて一時預かりを行っています。)

令和5年9月によいこのへや、令和6年12月に子育て支援あのねが移転し、施設面積が拡大し、受入体制がさらに充実しており、近年の就学前児童の就園状況やこども数の減少等を考慮すると充足していることが確認されます。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,695人	10,268人	9,960人	9,672人	9,394人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	11,500人	11,500人	11,500人	11,500人	11,500人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※令和5年度利用実績及び令和6年度利用見込み数の平均値「11,438人」

※量の見込みについては、利用実績及び利用見込みの平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、利用実績及び利用見込みの平均値は確保できているとの考え方より「11,500人」とする。



### (3) 妊婦健康診査事業

#### 《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	236人	199人	211人	235人	216人
回数	2,303回	1,905回	2,180回	2,242回	2,061回

#### 《確保方策に対する考え方》

妊娠中を健康に過ごし安全なお産をするため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦健康診査の必要性や妊娠中の過ごし方、バランスの良い食事などの保健指導を行います。妊婦健康診査の受診が滞っている妊婦へ、保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどの体制を整えています。

#### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200人	194人	188人	181人	172人
確保方策	◆健康診査回数：14回 ◆実施場所：県内医療機関 ◆実施時期：妊娠期間中				

※量の見込みについては、出生数の人口推計から出生数あたりの受診率により算出。





#### (4)乳児家庭全戸訪問事業

##### 《事業内容》

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、子育てに関する相談に応じ、情報提供や助言を行う事業です。

##### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象世帯	165 世帯	136 世帯	140 世帯	148 世帯	137 世帯
実施世帯	153 世帯	136 世帯	138 世帯	148 世帯	137 世帯
実施率	92.7%	100.0%	98.6%	100.0%	100.0%

##### 《確保方策に対する考え方》

母子健康手帳交付や妊産婦の転入、出生手続き等の行政窓口で本事業の周知を徹底するとともに、産科・小児科・精神科やペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦が必要な支援を受けられるような体制の強化を図っていきます。

訪問の同意を得られない場合は、「ちあぼーと」への来所等により母子の状況把握に努めていきます。

##### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127 世帯	123 世帯	119 世帯	115 世帯	109 世帯
確保方策	◆実施期間：白杵市 ◆実施体制：保健師、看護師等の専門職				

※量の見込み(家庭訪問世帯数)については、出生数の人口推計にて算出。



## (5) 養育支援訪問事業

### 《事業内容》

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象世帯数	2世帯	1世帯	2世帯	2世帯	0世帯
延べ訪問回数	38回	5回	54回	137回	0世帯

※令和6年度の実績値について、本事業は、令和5年度まで主に家事援助を担っていました。児童福祉法改正に伴い、養育支援訪問事業で担っていた家事援助(ヘルパー派遣)を子育て世帯訪問支援事業へ移行したため、実績は0世帯となっています。

※令和7年度以降は、本事業について養育に関する専門的助言を行う事業として運用していく予定です。

### 《確保方策に対する考え方》

妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭や若年の妊婦、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、適切な養育が行われるよう、関係機関との連携を図り情報収集に努めていきます。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24件	24件	24件	24件	24件
確保方策	臼杵市(社会福祉法人等に委託)				

※量の見込みについては、事業利用件数(予定)2世帯×月1回×12か月=24件



## (6)子育て短期支援事業

### 《事業内容》

養育者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等において、こどもを一定期間、養育・保護を行う事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	0人	1人	3人	2人	4人
施設数	4か所	7か所	7か所	7か所	7か所

※ショートステイのみ

### 《確保方策に対する考え方》

緊急時のセーフティネットとして、家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。

### 《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	26人	26人	26人	26人	26人
	確保方策	7か所	8か所	10か所	10か所	10か所
トワイライトステイ	量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
	確保方策	7か所	8か所	10か所	10か所	10か所

※量の見込みについては、過去の実績により算出

※確保方策については、委託先の施設数で算出し、令和8年度以降は、里親家庭での受入れを新規拡充する予定として算出



## (7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

### 《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和5年度より、地域子育て支援拠点事業を実施している「よいこのへや」へ委託して実施しています。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員	24人	26人	23人	29人	34人
依頼会員	25人	31人	32人	43人	55人
利用延べ人数	27人	9人	15人	32人	55人

### 《確保方策に対する考え方》

ホームページ等に事業内容を掲載することにより、広く事業を周知するとともに、保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等の関係する施設に事業のパンフレットを配置して周知を図ります。

◆対象となるこども:生後6ヶ月～小学6年生	
◆利用料(1時間あたり)	
月～金(7時00分～19時00分)	500円
それ以外の時間帯・土・日・祝日	600円

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30人	26人	25人	23人	22人
確保方策	43人	43人	43人	43人	43人

※量の見込みについては、ニーズ調査より算出

※令和5年度利用実績及び令和6年度見込み数の平均値「43人」

※確保方策については、平均値は確保できているとの考え方より「43人」とする。



## (8)一時預かり事業 (a:幼稚園型以外)

### 《事業内容》

保育所等を利用していない家庭において、保護者の就労形態や傷病等の緊急な理由や育児疲れの解消等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所等において子どもを一時的に預かる事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	10か所
延べ利用人数	1,004人	803人	797人	1,410人	1,555人

### 《確保方策に対する考え方》

必要な人が必要なときに利用できるように、白杵市ホームページや公式SNS、「ちあほっと(※「白杵市版子育て支援アプリ」)」等の活用により、一時預かり事業や実施施設を広く周知していきます。安心・安全な預かり体制や、質の高い保育ができるように努めていきます。

令和5年度より一時預かり(保育)事業利用料助成事業を開始し、月に4回まで、2,000円/回を上限に利用料を補助しています。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,379人	1,324人	1,284人	1,247人	1,197人
確保方策	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2～4年度は利用控えがあったと考えられるため、令和5年度と令和6年度見込みから平均値を算出する。

令和5年度と令和6年度見込みの利用実績の平均値「1,483人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、利用実績は確保できているとの考え方より「1,500人」とする。



## (8)一時預かり事業 (b:幼稚園型)

### 《事業内容》

幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて預かり保育を行う事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10か所
延べ利用人数	17,573 人	21,087 人	17,306 人	17,273 人	18,552人

### 《確保方策に対する考え方》

保護者のニーズに対応するため、預かり保育事業を実施する幼稚園・認定こども園に補助を行います。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17,028人	16,347人	15,857人	15,397人	14,781 人
確保方策	29,520人	29,520人	29,520人	29,520人	29,520人
	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

※令和2年度から令和5年度までの利用実績の平均値「18,310人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、事業の実施施設10ヶ所の幼稚園部の利用定員(123人×20日×12ヶ月)は確保できているとの考え方より「29,520人」とする。





## (9)延長保育事業

### 《事業内容》

就労形態の多様化等に伴い、保育所・認定こども園において、通常の保育時間を延長して在籍園児を保育する事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
延べ利用人数	342 人	368 人	314 人	470 人	400人

### 《確保方策に対する考え方》

保護者のニーズに対応するため、保育士の配置の充実を図り、質の高い保育ができるように努めていきます。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	348人	334人	324人	315人	302人
確保方策	820人	820人	820人	820人	820人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

※令和2年度から令和5年度までの利用実績の平均値「374人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、市内9施設で延長保育事業を実施しており、全在園児が利用を希望した場合に受入可能であるとの考え方により「820人」とする。



## (10)病児・病後児保育事業

### 《事業内容》

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院併設の専用スペースにおいて保育及び看護ケアを行う事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
延べ利用人数	278人	889人	514人	1,291人	1,293人

### 《確保方策に対する考え方》

病児・病後児保育の利用延べ人数の実績では令和2年度278人、令和5年度1,291人であり、受入れ体制は充実していると考えられます。

市外で就労されている方の利便性等を考慮し、平成30年度から市外の病児保育施設を利用する際、費用の一部を助成する利用費助成金により、当該保護者の負担を軽減します。

令和6年5月からは、タクシーによる送迎支援を行っています。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人
確保方策	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2～4年度は利用控えがあったと考えられるため、令和5年度と令和6年度見込みから平均値を算出する。

令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの平均値「1,292人」

※量の見込みについては、実態調査における利用ニーズが高いことから、児童人数の前年比減少率は加味せず、利用実績の平均値を量の見込みとして採用する。

※確保方策については、利用定員数×利用できる日(日曜日・祝日等を除く)により算出



## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

### 《実績》※令和6年度は見込み

単位(人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(全体計)		630人	627人	662人	667人	686人
	1年生	166人	155人	151人	158人	155人
	2年生	152人	148人	149人	148人	145人
	3年生	126人	132人	133人	133人	126人
	4年生	98人	96人	112人	109人	111人
	5年生	48人	64人	72人	77人	89人
	6年生	40人	32人	45人	42人	60人
	施設数(支援単位数)		14か所	15か所	15か所	15か所

### 《確保方策に対する考え方》

現在11か所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

ニーズ量は、令和6年度で686人(低学年426人・高学年260人)となっており、その後低減していく見込みです。面積基準「1.65㎡/人」からすると、放課後児童クラブの総定員は977名(臼杵地区719名・野津地区258名)となっており、待機児童も発生していない状況になっています。

今後、既存施設の施設整備とともに、支援員確保や処遇改善に取り組んでいきます。

### 《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(全体)		623人	580人	551人	518人	483人
	1年生	118人	113人	123人	120人	115人
	2年生	155人	130人	120人	120人	110人
	3年生	107人	105人	100人	93人	89人
	4年生	104人	102人	95人	90人	85人
	5年生	77人	70人	63人	50人	40人
	6年生	62人	60人	50人	45人	44人
確保方策	定員数	696人	696人	696人	696人	696人
	支援単位数	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所

※本市の児童推計人口(小学生児童)の量の見込みに令和6年度の児童クラブ利用率をかけて量の見込み(全体)を算出。

※量の見込み(全体)に学年の登録人数比率(令和6年度の比率参考)をかけて、各学年の量の見込みを算出。



## (12) 児童育成支援拠点事業【新規】

### 《事業内容》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、「子どもの最善の利益」の保障と健全な育成を図る事業です。

### 《確保方策に対する考え方》

令和4年度より「支援対象児童等見守り強化事業」による食事や日用品の配布、平成6年度より「子育て世帯訪問支援事業」の対象児童家庭に訪問支援員を派遣し家事援助を行っており、両事業により支援ができています。ただし、今後、児童の居場所となる施設及び要保護・要支援対象者の状況に応じて、必要性が生じた場合には実施を検討します。

## (13) 親子関係形成支援事業【新規】

### 《事業内容》

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

### 《確保方策に対する考え方》

現在、子育て応援プログラム(ペアレントプログラム)を実施しています。子育て中の保護者の認知的な枠組み(物の見方へ考え方)に働きかけることにより、子育てが楽しく感じられるようになることを目的としています。既存の子育て応援プログラム(ペアレントプログラム)の状況によって、必要に応じて、親子関係形成支援事業の活用を検討していきます。



(14)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業内容》

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

《確保方策に対する考え方》

妊婦やその配偶者等へ周知し、当該年度の妊娠届をした対象者全員が利用できるよう、推計した妊娠届出数に応じた面談実施数と同数を確保の方策としています。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	妊娠届出数 128 件 面談回数 3 回/件 面談実施数 384 回	妊娠届出数 124 件 面談回数 3 回/件 面談実施数 372 回	妊娠届出数 120 件 面談回数 3 回/件 面談実施数 360 回	妊娠届出数 116 件 面談回数 3 回/件 面談実施数 348 回	妊娠届出数 110 件 面談回数 3 回/件 面談実施数 330 回
	確保方策 (こども家庭 センター)	384 回	372 回	360回	348回	330回

※国の量の見込みの考え方により算出 ※妊娠届出数×1 組当たり面談数＝面談実施合計回数





(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

《事業内容》

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6ヵ月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間を上限に保育施設等を利用できる制度です。(令和8年度から本格実施)

《実績見込み》※令和6年度は、こども誰でも通園制度試行的事業を実施

こども誰でも通園制度 試行的事業	令和6年度	
	実利用人数	延べ利用時間数
0歳児	5人	169時間
1歳児	4人	159時間
2歳児	4人	136時間

《確保方策に対する考え方》

令和8年度からの本格実施(給付制度化)に向け、令和6年度に「こども誰でも通園制度試行的事業」を実施しています。試行的事業の利用状況等から保護者のニーズを把握し、提供体制を確保していきます。今後の国の動向を注視し、必要に応じて実施内容の見直し等を検討します。

月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定します。

《量の見込みと確保方策》 必要定員数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人
1歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人
2歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

※国の量の見込みの考え方より算出。

- ・「必要受入れ時間数」は令和6年度の実績見込みより算出。
- ・「必要定員数」=「必要受入れ時間数÷定員一人一月当たりの受入れ可能時間数(★)  
(★)月176時間(8時間×22日)を基本とする。

※確保方策については、試行的事業の実績見込みは確保できているとの考え方より算出。



## (16)産後ケア事業【新規】

### 《事業内容》

生後1歳未満の母子に対して、産科医療機関・助産所・自宅で助産師等の専門家が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

### 《確保方策に対する考え方》

令和2年度より事業を開始し、令和6年度からは、自己負担額の軽減、対象者の拡大や訪問型サービスの導入を行ったことで、前年度よりも利用者が大幅に増加しています。今後も対象者が産後ケア事業を必要とする際に、利用できるようサービスの提供体制を確保していきます。

### 《量の見込みと確保方策》 延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	308人	330人	352人	374人	396人
確保方策	308人	330人	352人	374人	396人

※国の量の見込みの考え方により算出

## (17)子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 《事業内容》

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 《確保方策》

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭について、状況によっては、緊急的に家事援助などの支援を行う必要性があります。迅速な支援を開始できるよう体制を維持していきます。

### 《量の見込みと確保方策》 延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	180件	180件	180件	180件	180件
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※量の見込みについては、令和6年度の実績を考慮し、算定 180件

※確保方策については、委託先の施設数で算出 2か所



## (18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《事業内容》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①「食事の提供に要する費用（※新制度に移行していない園に限る）」及び②「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

### 《確保方策》

令和6年度は、この事業は対象施設が存在しないこと等の理由により実施していません。ただし、対象施設及び対象者の状況に応じて、必要性が生じた場合には実施を検討します。

## (19)多様な事業者の参入促進、能力活用事業

### 《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 《確保方策》

令和6年度は、市内には認可保育所・認定こども園が11施設存在します。今後児童数が減少していく中で、本事業については必要がないと考えます。今後、何らかの事情により供給量の不足が生じた場合には、検討する必要があります。



## 6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、「学校教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

本市においては、10施設が認定こども園へ移行済みであり、今後も多岐にわたる子育て世代の保育ニーズに対応し、質の高い教育・保育サービスを展開していきます。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育, 地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

そのためには、人材の確保・育成、職員の意識向上・専門性の向上等が不可欠であり、関係機関や関係団体等と連携し各種研修等を充実させ、質の高い教育・保育が提供できるよう資質向上の支援を行います。

### (3) 幼小の連携の推進について

認可保育所・認定こども園の保育教諭と小学校の先生がお互いの園や学校で研修を行い、園児、児童の学びを体験する研修やそれぞれの教育について意見交換や共同研究等を行う研修会を通じて連携し、乳幼児期の教育や小学校入学時の教育について共通理解を図り、小学校への円滑な接続を目指します。

また、幼児教育アドバイザーが園と学校の架け橋となり、さらに細やかな理解と連携の推進が期待されます。

さらに、白杵市のスタンダードモデルプランとなる「白杵市架け橋期カリキュラム」をもとに、認可保育所・認定こども園・小学校・行政が一体となり『自分の考えを持ち伝え合う子』『認め合い協同する子』『探求し、粘り強く取り組む子』の育成に努めていきます。

市全体で「しらしんけん『遊び・学ぶ』白杵っこ」を育成するため、引き続き連携を進めていきます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019(令和元)年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、各施設において取りまとめることを基本としつつ、必要に応じて給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、大分県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。